

11 景観

11.1 調査

1) 調査内容

(1) 調査項目

調査項目を以下に示す。

- ・景観資源の状況
- ・主要な眺望点の概況
- ・主要な眺望景観の状況

(2) 調査方法

① 景観資源の状況

「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）及び「久留米市景観計画」（平成30年3月）により、対象事業実施区域周辺における土地利用特性を把握するとともに現地踏査により景観の構成要素を抽出した。

② 主要な眺望点の状況

現地踏査により眺望点の位置、利用状況等の把握を行い、景観構成要素を踏まえて眺望点の選定を行った。

③ 主要な眺望景観の状況

眺望地点から対象事業実施区域を望み、写真撮影による調査を行った。写真撮影は地上からカメラレンズまでの高さを1.5mとし、極力、人の視点及び視野に近いものとなるよう留意した。

(3) 調査期間・頻度

主要な眺望景観については表9.11.1-1に示す期間、頻度で調査を行った。

表9.11.1-1 調査期間及び頻度

調査項目	調査期間	調査頻度
主要な眺望点の概況 主要な眺望景観の状況	春季：平成30年5月24日 夏季：平成30年7月28日、8月2日 秋季：平成30年10月25日 冬季：平成31年1月23日	年4回

2) 調査結果

(1) 景観資源の状況

対象事業実施区域を含む周辺の地域は、農地及び住宅地等となっており、主に田園景観を呈している。

朝日山公園及び筑後川が「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）に自然景観資源として掲載され、城山は国の史跡、久留米城跡は福岡県の史跡、高良大社は国の重要文化財に指定されている。これら景観資源の地点からは、筑後川を除いて、山頂や高台に位置していることから、対象事業実施区域が位置する筑紫平野を視認することができる。また、筑後川も開放的空間であり、遠方まで視認することができる（詳細は第3章 p.3-44 参照）。

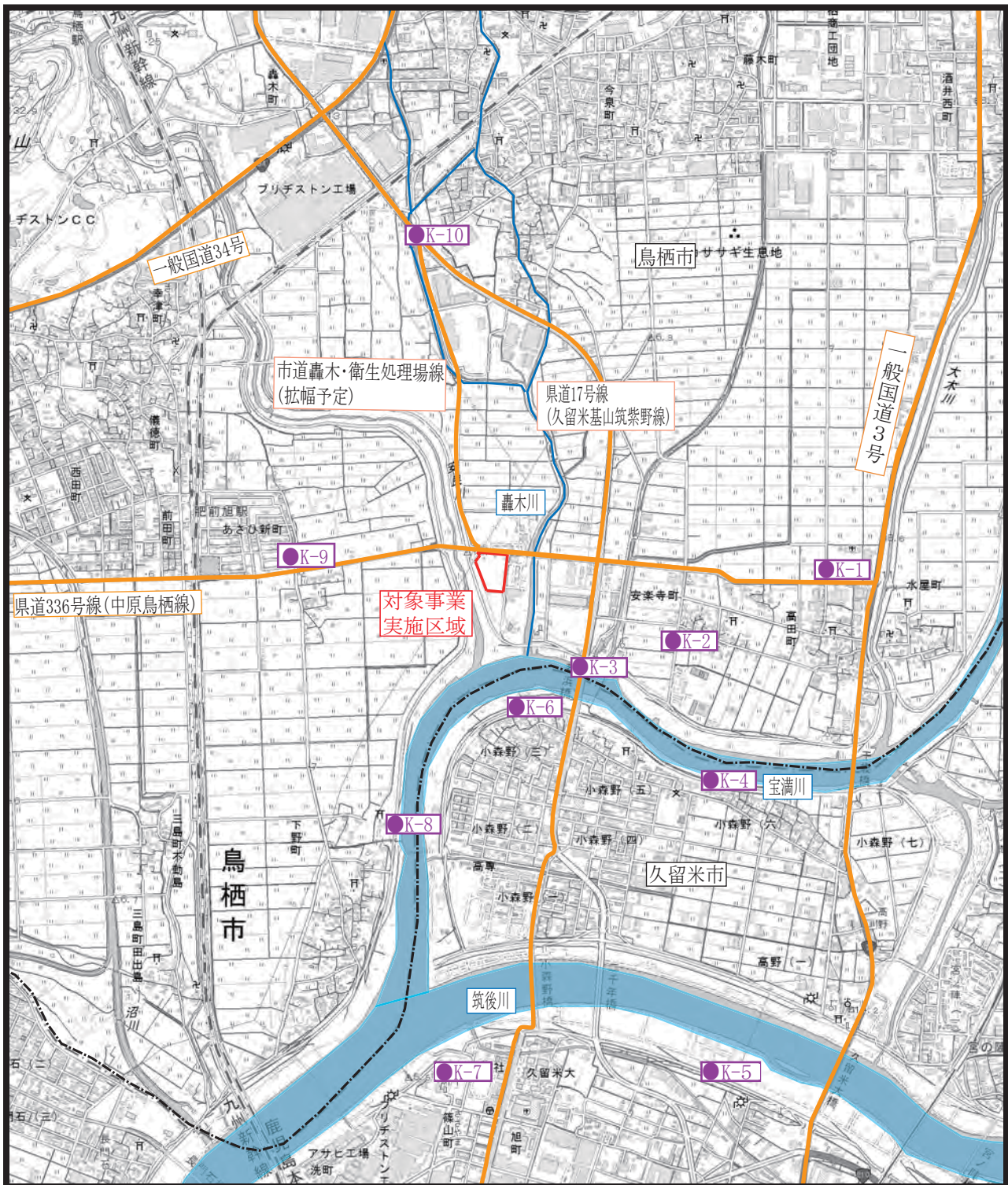
なお、「久留米市景観計画」（平成30年3月）では、対象事業実施区域の南側に位置する小森野地区は良好な住宅地景観を有する地区として示されている。

(2) 主要な眺望点の概況

対象事業実施区域周辺における眺望地点 10 地点を選定し、その分布と概要を表 9.11.1-2、図 9.11.1-1 に示す。

表 9.11.1-2 主要な眺望点の概況

名称	概要
K-1 住宅密集地（高田町）	対象事業実施区域の東、約 1.0～1.6km に位置する集落。眼前に広がる田畑の向こう側に対象事業実施区域が位置し、区域南側の鳥栖市旧焼却施設が視認できる。
K-2 住宅密集地（安楽寺町）	対象事業実施区域の東、約 0.8～1.1km に位置する集落。眼前に広がる田畑の向こう側に対象事業実施区域が位置する。視点と区域北部の間に物流施設が立地するが、区域南側の鳥栖市旧焼却施設が視認できる。
K-3 佐賀県道・福岡県道 17 号 久留米基山筑紫野線 新浜橋	対象事業実施区域の南東、約 0.5km に位置する。宝満川に架かる橋梁で交通量は比較的多い。対象事業実施区域を近景として視認可能であり、区域南側に立地する鳥栖市衛生処理場（し尿処理施設）、鳥栖市旧焼却施設も視認できる。
K-4 住宅密集地（久留米市小森野 6 丁目）	対象事業実施区域の南東、約 1.2～1.7km に位置する集落。北部地域住居 2 階などに限っては対象事業実施区域が視認できる。本視点は北部地域住居 2 階相当高さであり、住居からの眺望を意識したものである。
K-5 リバーサイドパーク （東櫛原地区）	対象事業実施区域の南南西～南西、約 1.8～2.8km に位置する。対象事業実施区域周辺のレクリエーション資源として位置づけられる。河川堤防により対象事業実施区域の敷地全体を視認することはできないが、鳥栖市旧焼却施設の煙突は視認できる。
K-6 住宅密集地（久留米市小森野 3 丁目）	対象事業実施区域の南、約 0.5～0.8km に位置する集落。K-4 地点と同様に、北部地域住居 2 階などに限っては対象事業実施区域が視認できる。本視点は北部地域住居 2 階相当高さであり、住居からの眺望を意識したものである。
K-7 久留米城跡 ¹⁾ ・篠山神社	対象事業実施区域の南、約 2.0km に位置する。江戸時代の久留米藩、有馬氏の居城跡で、平山城づくりの本丸跡が残されている。また、城内には藩祖豊氏を祀る篠山神社や歴代藩主の武具、工芸品などの久留米藩政資料を主に展示する有馬記念館がある。樹木により視界は遮られ、対象事業実施区域の視認は困難である。 1) 昭和 58 年 3 月 19 日 福岡県指定文化財（史跡）
K-8 住宅密集地（下野町）	対象事業実施区域の南南西、約 1.1～2.1km に位置する集落。集落付近の宝満川河川敷からは、対象事業実施区域を中景として視認可能であり、区域南側に立地する鳥栖市衛生処理場（し尿処理施設）、鳥栖市旧焼却施設煙突も視認できる。
K-9 住宅密集地（あさひ新町）	対象事業実施区域の西北西、約 0.8～1.3km に位置する集落。集落東部からは、対象事業実施区域を中景として視認可能であり、区域南側に立地する鳥栖市衛生処理場（し尿処理施設）、鳥栖市旧焼却施設煙突も視認できる。
K-10 住宅密集地（真木町）	対象事業実施区域の北、約 1.2～1.8km に位置する集落。集落内では対象事業実施区域を視認できないが、県道 17 号線沿では区域南側に立地する鳥栖市衛生処理場（し尿処理施設）、鳥栖市旧焼却施設煙突も小さくではあるが視認できる。



凡例

□ : 対象事業実施区域

----- : 市町界

● : 主要な眺望点



S = 1:25,000



図9.11.1-1 主な眺望点の状況

(3) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望景観調査地点は、先の主要な眺望地点 10 地点とした。

各調査地点の位置づけを表 9.11.1-3 に示すとおりである。

表 9.11.1-3 各調査地点の位置づけ

地点名	地点の位置づけ
K-1 住宅密集地（高田町）	対象事業実施区域の東側（住宅密集地）からの中景
K-2 住宅密集地（安楽寺町）	対象事業実施区域の東側（住宅密集地）からの中景
K-3 佐賀県道・福岡県道 17 号 久留米基山筑紫野線 新浜橋	対象事業実施区域の南東側（自動車運転時の車窓）からの近景
K-4 住宅密集地（久留米市小森野 6 丁目）	対象事業実施区域の南東側（住宅密集地）からの中景
K-5 リバーサイドパーク	人の集まる場所からの中景
K-6 住宅密集地（久留米市小森野 3 丁目）	対象事業実施区域の南側（住宅密集地）からの近景
K-7 久留米城跡・篠山神社	人の集まる場所からの中景
K-8 住宅密集地（下野町）	対象事業実施区域の南南西側（住宅密集地）からの中景
K-9 住宅密集地（あさひ新町）	対象事業実施区域の西北西側（住宅密集地）からの中景
K-10 住宅密集地（真木町）	対象事業実施区域の北側（住宅密集地南西端）からの中景

眺望地点からの眺望の状況を表 9.11.1-4 に示す。

表 9.11.1-4 (1/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観 (上から春、夏、秋、冬季の順)
K-1 住宅密集地 (高田町)	対象事業実施区域の東側(住宅密集地)に位置する介護施設からの眺望である。 この地点は、東側から区域南側の鳥栖市旧焼却施設を中景として視認可能である。 季節による畑の作物の生育状況によって、色彩の変化が見られた。	
○		

注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

表 9.11.1-4 (2/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観（上から春、夏、秋、冬季の順）
K-2 住宅密集地 (安楽寺町)	安楽寺町（住宅密集地）の西端からの眺望である。 この地点は、対象事業実施区域の東側から区域南側の鳥栖市旧焼却施設も含め、中景として視認可能である。 季節による畑の作物の生育状況や種類によって、色彩の変化が見られた。	
○		


注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

表 9.11.1-4 (3/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観 (上から春、夏、秋、冬季の順)
<p>K-3 佐賀県道・福岡県道17号久留米基山筑紫野線 新浜橋</p>	<p>対象事業実施区域の南東に位置する新浜橋からの眺望である。 この地点は、対象事業実施区域を近景として視認可能であり、区域南側に立地する鳥栖市衛生処理場（し尿処理施設）、鳥栖市旧焼却施設も視認できるが、ほとんどの場合、自動車運転時の車窓からの眺望となる。 季節による堤防の植物の生育状況によって、色彩の変化が見られた。</p>	
<p>○</p>		


注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

表 9.11.1-4 (4/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観 (上から春、夏、秋、冬季の順)
<p>K-4 住宅密集地 (久留米市小森野6丁目)</p>	<p>宝満川左岸堤防道路からの眺望であり、対象事業実施区域の南東、約1.2～1.7kmに位置する小森野6丁目集落の北部地域住居2階高さに相当する。 対象事業実施区域方向の眺望は、前面に宝満川左岸道路が広がるとともに中景となるため、鳥栖市旧焼却施設の煙突は視認できるが、視野に占める範囲は小さい。</p>	 <p>The four photographs show the view from the observation point in spring, summer, autumn, and winter. Each photo has a red arrow pointing to the '対象事業実施区域' (Target project implementation area) in the distance. The view is from a road overlooking a river and mountains.</p>
○		

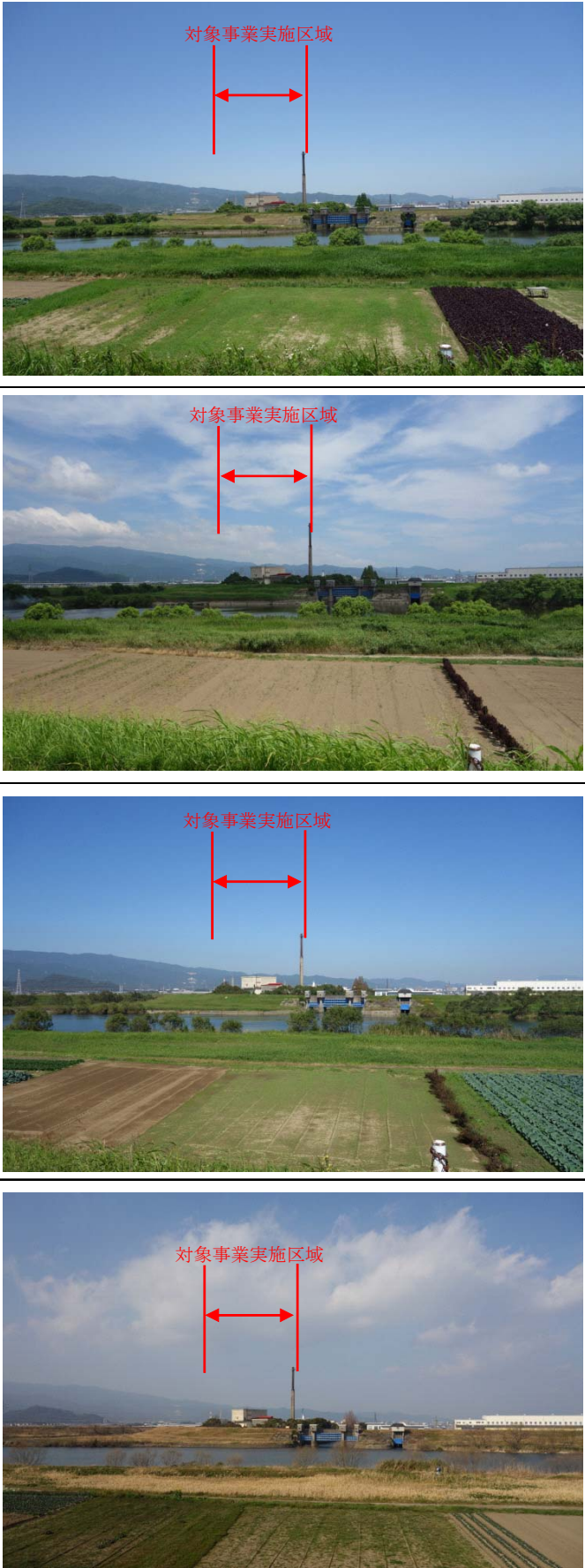
注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

表 9.11.1-4 (5/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観 (上から春、夏、秋、冬季の順)
K-5 リバーサイドパーク (東櫛原地区)	リバーサイドパーク (東櫛原地区) からの眺望である。対象事業実施区域の南南西～南西、約1.8～2.8kmに位置し、中景となるため、鳥栖市旧焼却施設の煙突は視認できるが、視野に占める範囲は小さい。	 <p>The four photographs show the view from River Side Park in four seasons: Spring, Summer, Autumn, and Winter. Each photo has a red arrow pointing to the '対象事業実施区域' (Target project implementation area) in the distance. The area is visible in all four seasons, though the background landscape changes with the seasons.</p>
○		

注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

表 9.11.1-4 (6/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観（上から春、夏、秋、冬季の順）
<p>K-6 住宅密集地 （久留米市小森野3丁目）</p>	<p>宝満川左岸堤防道路からの眺望であり、対象事業実施区域の南、約0.5～0.8kmに位置する小森野3丁目集落の北部地域住居2階高さに相当する。前面に宝満川堤外地での耕作地が広がるが、鳥栖市旧焼却施設も近景として視認でき、その煙突が視界の中心となる。</p>	 <p>The four photographs show the view from the observation point at different seasons: Spring, Summer, Autumn, and Winter. Each photo includes a red double-headed arrow and vertical lines indicating the '対象事業実施区域' (Target Business Implementation Area).</p>
○		


注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

表 9.11.1-4 (7/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観 (上から春、夏、秋、冬季の順)
K-7 久留米城跡・篠山神社	久留米城跡・篠山神社の敷地内北端から対象事業実施区域方向の眺望である。樹木により視界は遮られ、対象事業実施区域の視認は困難であり、当敷地内から対象事業実施区域を視認できる場所はない。	
×		

注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

表 9.11.1-4 (8/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観 (上から春、夏、秋、冬季の順)
<p>K-8 住宅密集地 (下野町)</p>	<p>下野町集落付近の宝満川河川敷からは、対象事業実施区域を視認可能であり、区域南側に立地する鳥栖市衛生処理場(し尿処理施設)、鳥栖市旧焼却施設煙突も視認できる。しかし、対象事業実施区域の南南西、約1.1~2.1kmに位置し、中景となるため、これら施設の視野に占める範囲は小さい。</p>	
<p>○</p>		

注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

表 9.11.1-4 (9/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観（上から春、夏、秋、冬季の順）
<p>K-9 住宅密集地 (あさひ新町)</p>	<p>あさひ新町東端からの眺望であり、対象事業実施区域の南側に立地する鳥栖市衛生処理場（し尿処理施設）、鳥栖市旧焼却施設煙突も視認できる。 しかし、対象事業実施区域の西北西、約0.8～1.3kmに位置し、中景となるため、これら施設の視野に占める範囲はそれほど大きくない。</p>	 <p>The four photographs show the view from the K-9 residential area at different seasons. Each photo has a red arrow pointing to the '対象事業実施区域' (Target project implementation area) in the distance. The top photo shows a clear blue sky and green grass. The second photo shows a cloudy sky and green grass. The third photo shows a clear blue sky and green grass with yellow flowers. The bottom photo shows a clear blue sky and dry, brown grass.</p>
○		

注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

表 9.11.1-4 (10/10) 眺望地点からの眺望の状況

調査地点	概要	眺望景観 (上から春、夏、秋、冬季の順)
<p>K-10 住宅密集地 (真木町)</p>	<p>真木町住宅密集地の南西端、県道17号線沿からの眺望である。 真木町集落内では対象事業実施区域を視認できず、本地点まで移動した場合、区域南側に立地する鳥栖市衛生処理場(し尿処理施設)、鳥栖市旧焼却施設煙突が視認できる。しかし、対象事業実施区域の北、約1.4kmに位置し、中景となるため、これら施設の視野に占める範囲はさほど大きくない。</p>	 <p>The four photographs show the same scene from the observation point at different times of the year. From top to bottom: Spring, Summer, Autumn, and Winter. In each photo, a red arrow points to the '対象事業実施区域' (Target Project Implementation Area) in the distance. The area is partially obscured by the view of the surrounding landscape and buildings.</p>
○		

注：各調査地点の名称下段は、○：対象事業実施区域（一部を含む）を視認可、×：視認不可を示す。

11.2 予測

1) 予測項目

予測項目を表 9.11.2-1 に示す。

表 9.11.2-1 景観に係る予測項目

段階	影響要因	予測項目
存在による影響	地形改変及び施設の存在	景観資源の状況 主要な眺望点の概況 主要な眺望景観の状況

2) 予測地域及び予測地点

(1) 存在による影響

① 景観資源の状況

予測地域は、対象事業実施区域周辺の景観資源とした。

② 主要な眺望点の概況・主要な眺望景観の状況

予測地点は、現地調査によって抽出した主要な眺望地点のうち、施設が明確に視認可能な地点とし、久留米城跡・篠山神社を除く 9 地点を選定した。

3) 予測対象時期等

(1) 存在による影響

① 景観資源の状況・主要な眺望点の概況・主要な眺望景観の状況

予測対象時期は、工事が完了した時点とした。

4) 予測方法

(1) 存在による影響

① 景観資源の状況

予測方法は、景観資源の改変の程度を把握することによって行った。

② 主要な眺望点の概況・主要な眺望景観の状況

予測方法は、現地調査をもとに、主要眺望地点からの眺望景観の変化についてフォトモンタージュを作成し、視覚的な表現方法により影響予測を行った（フォトモンタージュに用いた計画施設は、現時点での想定であり実際とは異なる。建物の寸法は p.2-14 表 2.6.1-1 参照）。

5) 予測結果

(1) 存在による影響

① 景観資源の状況

対象事業実施区域周辺の地域は、農地及び住宅地等となっており、主に田園景観を呈している。

主な景観資源は、「第 3 回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）に自然景観資源として掲載されている朝日山公園及び筑後川、福岡県の史跡である久留米城跡などであるが、計画施設との距離により、景観資源に影響は及ぼさないものとする。

② 主要な眺望点の概況・主要な眺望景観の状況

予測結果を表 9. 11. 2-2 に示す。また、フォトモンタージュは、対象事業実施区域周辺において、年間を通じて最も代表的な景観の状況にあった夏季または秋季について作成し、図 9. 12. 2-1 に示した。

表 9. 11. 2-2 予測結果

名 称	対象事業実施区域からの距離	眺望点の概況・眺望景観の状況
K-1 住宅密集地 (高田町)	東 約 1. 4km	現況では、家屋や電柱等人工的構造物と田畑を主体とした景観構成要素である。施設の存在は煙突の一部が確認できるのみであり、眺望に変化は小さいと予測される。
K-2 住宅密集地 (安楽寺町)	東南東 約 800m	現況では、鳥栖市旧焼却施設や電柱等人工的構造物と田畑を主体とした景観構成要素である。施設の存在は周辺の人工的構造物よりやや大きく、建屋の上部や煙突が明瞭に見える。しかし、施設の存在は目立たず、眺望に変化は小さいと予測される。
K-3 佐賀県道・福岡県道 17号 久留米基山筑 紫野線 新浜橋	南東 約 500m	現況では、鳥栖市衛生処理場（し尿処理施設）、鳥栖市旧焼却施設等人工的構造物と宝満川の水辺を主体とした景観構成要素である。施設の存在は大きく視野に入り、眺望に変化があると予測される。
K-4 住宅密集地(久留米市 小森野 6 丁目)	南東 約 1. 2km	現況では、民家や橋梁、宝満川の水辺を主体とした景観構成要素である。施設の存在は小さくではあるが明瞭に見える。しかし、施設の存在は目立たず、眺望に変化は小さいと予測される。
K-5 リバーサイドパーク (東櫛原地区)	南東 約 2. 2km	現況では、橋梁や筑後川の水辺を主体とした景観構成要素である。施設の存在は小さくではあるが明瞭に見える。しかし、施設の存在は目立たず、眺望に変化は小さいと予測される。
K-6 住宅密集地(久留米市 小森野 3 丁目)	南南東 約 600m	現況では、鳥栖市旧焼却施設や水門、配送センター等人工的構造物と畑地、宝満川の水辺を主体とした景観構成要素である。施設の存在は大きく視野に入り、眺望に変化があると予測される。
K-8 住宅密集地 (下野町)	南南西 約 1. 2km	現況では、鳥栖市旧焼却施設等人工的構造物と宝満川の水辺を主体とした景観構成要素である。施設の存在は小さくではあるが明瞭に見える。眺望にやや変化があると予測される。
K-9 住宅密集地 (あさひ新町)	西 約 800m	現況では、民家や電柱等人工的構造物と草地を主体とした景観構成要素である。施設の存在は小さくではあるが明瞭に見える。眺望にやや変化があると予測される。
K-10 住宅密集地 (真木町)	北北西 約 1. 4km	現況では、道路、電柱等人工的構造物と河川敷等草地を主体とした景観構成要素である。施設の存在は小さくではあるが明瞭に見える。しかし、施設の存在は目立たず、眺望に変化は小さいと予測される。



現 況



施設存在時

図 9.11.2-1(1/9) 眺望状況の変化 (K-1 住宅密集地(高田町))



現 況



施設存在時

図 9. 11. 2-1 (2/9) 眺望状況の変化 (K-2 住宅密集地 (安楽寺町))



現 況



施設存在時

図 9.11.2-1(3/9) 眺望状況の変化 (K-3 佐賀県道・福岡県道 17 号 久留米基山筑紫野線 新浜橋)



現 況



施設存在時

図 9.11.2-1(4/9) 眺望状況の変化 (K-4 住宅密集地 (久留米市小森野6丁目))



現 況



施設存在時

図 9.11.2-1(5/9) 眺望状況の変化 (K-5 リバーサイドパーク (東櫛原地区))



現 況



施設存在時

図 9.11.2-1(6/9) 眺望状況の変化 (K-6 住宅密集地(久留米市小森野3丁目))



現 況



施設存在時

図 9.11.2-1(7/9) 眺望状況の変化 (K-8 住宅密集地(下野町))



現 況



施設存在時

図 9. 11. 2-1(8/9) 眺望状況の変化 (K-9 住宅密集地 (あさひ新町))



現 況



施設存在時

図 9.11.2-1(9/9) 眺望状況の変化 (K-10 住宅密集地(真木町))

11.3 評価

1) 評価の手法

評価は、景観への影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているものであるか否かについて見解を明らかにすることによって行った。

2) 環境の保全のための措置

景観への影響を低減させるため、環境の保全のための措置として以下の事項を実施する。

(1) 存在による影響

表 9.11.3-1 環境の保全のための措置（存在による影響）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
地形改変及び施設の存在	周辺環境との調和	・敷地内に植栽を施すとともに、景観に配慮した色彩やデザインを採用するなど、周辺環境との調和を図る。	○	○	
		・処理施設のイメージアップを図るため、圧迫感の軽減や清潔感の向上に配慮した建物と機能を持たせた意匠（デザイン）を計画する。		○	
	美観の保持	・建屋形状は簡潔かつ明快な形を基本とし、機能を損なわないようにするとともに、施工難度の高い外部仕上材は避け、厳しい条件下におかれる外壁、建具等は十分な維持管理を行うことで、長期にわたって竣工時の美観が保持できるよう計画する。		○	

3) 評価の結果

(1) 存在による影響

① 景観資源の状況

事業の実施にあたって、いずれの景観資源に対しても計画施設との距離により、施設の存在による影響は及ぼさないものと予測した。

また、対象事業実施区域周辺の地域は、主に田園景観を呈しているが、環境の保全のための措置として、計画施設のデザインなどを周辺環境との調和を図ることにより影響は低減される。

② 主要な眺望点の概況・主要な眺望景観の状況

予測の結果、対象事業実施区域との距離が近く、対象事業実施区域との間に障害物が少ない、K-3 佐賀県道・福岡県道 17 号 久留米基山筑紫野線 新浜橋及び K-6 住宅密集地(久留米市小森野 3 丁目) などでは、周囲の景観の中に人工的な要素として出現するため、眺望に変化があると予測される。

このことから、事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置として、敷地外周部には植栽を行うことや、施設の色彩の工夫など様々な方法を検討し、景観への影響を低減する。また、人工的な構成要素をなくすことはできないため、施設外観は親近感のある建物として、すっきりとした形態及び意匠とし、無機的な人工構造物としての施設の存在感を低減する。

以上のことから、施設の存在による景観への影響は低減される。